

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本委員会は、特殊法人及び公益法人等の問題を取り上げ、そのうち政府開発援助等（ODA）について集中的に調査を行ったほか、防衛装備品の調達をめぐる不祥事問題等についても調査を行った。

また、**政府開発援助に関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

今国会における調査テーマを「時間をかけて取り組む必要がある基本的な行政課題に関する事項」である長期テーマと、「その時々が生じた国民の関心が高い問題のうち本委員会が取り上げるのにふさわしい事項」である短期テーマに区別し、調査を行うこととした。

そして、長期テーマを「特殊法人及び公益法人等の問題」に決め、そのうち国際協力事業団・海外経済協力基金・日本輸出入銀行を通してODAについて取り上げ、関係省庁及び参考人からの説明聴取、有識者からの意見聴取、青年海外協力隊員等の関係者との懇談、委員相互間における意見交換等を通じ、集中的に調査した。

まず、3月29日、4月26日及び5月17日の3回にわたり、政府及び参考人に対し、インドネシアリベート疑惑、重債務貧困国の債務救済、外交手段としてのODAの位置付け、援助分野・地域の重点化、援助実施体制の在り方、NGOとの連携、援助に携わる人材育成、援助事業の評価制度の在り方、環境問題への取組強化、援助に関する情報公開・広報の必要性、援助を利用した官僚留学問題、援助による麻薬問題解決の可能性等の諸問題について質疑を行った。

次に、5月31日、参考人として政策研究大学院大学教授下村恭民君、読売新聞社解説部次長杉下恒夫君、NGO活動推進センター常務理事・事務局長伊藤道雄君を招き、意見を聴取した後、援助における不正防止、援助の重点化、援助の評価制度、援助におけるNGOの果たす役割等の諸問題について質疑を行った。

また、7月5日、国際協力事業団国際研修センターを視察し、青年海外協力隊員、国際協力専門員、海外からの研修生等との懇談を行った。

そして、7月26日、これまでの調査の中で委員及び参考人から提示された意見及び課題について整理・検討するため、委員相互間で意見交換を行った。この中では、援助理念や目的の明確化、援助の重点化、援助実施体制の一元化、援助の透明性確保、援助について国民の理解と支援を得る必要性等について意見が出された。

以上の調査を行った結果、ODA基本法の制定、本委員会によるODAへの監視強化のほか、なお取り組むべき問題があるとの意見で一致し、8月2日、政府に対して、国別援助計画の作成、援助の重点化と事業間の連携強化、評価制度の充実、情報公開・広報の積極的推進等を内容とする**政府開発援助に関する決議**を全会一致で行った。

このほか、3月1日に特殊法人及び公益法人等の問題について、総務庁及び総理府から全般的説明を聴取し、8月2日に年金福祉事業団の概要及び特殊法人の財務内容に関する調査結果について、厚生省及び総務庁から説明を聴取した。

また、3月8日に「短期的テーマ」として、防衛装備品調達をめぐる不祥事に関し、防衛庁からの報告に対し、政府に対し質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年3月1日（月）（第1回）

- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 特殊法人及び公益法人等の問題に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年3月8日（月）（第2回）

- 4社事案関連文書の管理実態に関する報告及び防衛調達改革本部の報告に関する件について正田会計検査院長、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成11年3月29日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等に関する件について政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年4月26日（月）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等に関する件について政府委員、参考人海外経済協力基金理事篠塚徹君及び国際協力事業団理事伊集院明夫君に対し質疑を行った。

○平成11年5月17日（月）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等に関する件について政府委員、会計検査院当局、参考人国際協力事業団理事伊集院明夫君及び海外経済協力基金理事篠塚徹君に対し質疑を行った。

○平成11年5月31日（月）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等に関する件について参考人政策研究大学院大学教授下村恭民君、読売新聞社解説部次長杉下恒夫君及びNGO活動推進センター常務理事・事務局長伊藤道雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年7月26日（月）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府開発援助等に関する件について意見の交換を行った。

○平成11年8月2日（月）（第8回）

- 政府開発援助に関する決議を行った。
- 年金福祉事業団の概要に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 特殊法人の財務内容に関する調査結果に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年8月13日（金）（第9回）

- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

——政府開発援助に関する決議——

我が国の国際貢献と外交政策の柱である政府開発援助（ODA）は、開発途上国の発展を促すことによって、国際社会の安定と平和に重要な役割を果たしてきた。また、世界では今なお多数の人々が飢餓と貧困に苦しむ一方、環境、人口、エイズ、麻薬等の地球規模の課題が山積する状況にかんがみると、ODAを通じてこれらの課題に積極的に取り組むことは、先進国の一員としての責務と思われる。

しかしながら、世界的に「援助疲れ」とも言われる状況が続いている中で、我が国においても、最近の総理府の世論調査によれば、長引く景気低迷、厳しい財政事情、さらに、ODAに対する不透明感や効果への疑問を反映して、国民の支持率が年々低下しており、我が国のODAは、厳しい状況に置かれている。

行政監視委員会では、このような現状にかんがみ、ODAの在り方について、関係省庁への質疑、有識者からの意見聴取、ODA関係者との懇談、委員間の自由討議などを通じ、集中的に調査を行ってきた。

その結果、ODAの理念及び目的を明らかにするとともに、国民監視の下で援助が行われるよう、情報公開、評価制度などを盛り込んだODA基本法を制定すべきであること、本委員会としても、自ら現地調査を行い、結果を今後の援助に反映させるなど、ODAの在り方についてなお一層監視を強化する必要があること、また、ODAについては、政府において一定の改善の努力が見られるものの、なお取り組むべき問題があることで意見の一致をみた。

政府は、21世紀に向けて、我が国のODAが国の内外から理解と信頼を得るとともに、透明性を確保しつつ、より一層効果的、効率的かつ適正な援助が実現するよう、本委員会の結論を尊重し、次の事項について速やかに実施すべきである。

1 被援助国の実情に即した国別援助計画の作成について

援助を効果的、効率的かつ重点的に行うとともに、統一的な運用を確保するため、他の援助国及び国際機関の計画も勘案しつつ、外務省がイニシアティブをとって、被援助国の実情に即した国別援助計画を作成すること。その際、民間企業、NGOなど現地の事情に精通している人材を活用するとともに、現地住民の声を計画に十分反映させること。

なお、軍事支出の多い国に対するODAは、軍事費の肩代わりにならないようにすること。

2 事業の重点化と事業間の連携強化について

援助を一層効果あるものにするため、事業は重点的に実施するとともに、重点化に当たっては、インフラ整備などハード面の援助に比べソフト面での援助が不十分であることから、今後はソフト面の援助を充実すること。また、他の関連事業の遅れ、資機材・技術者の不足、運営・保守管理体制の不備等により、期待した効果を上げていない例も見られることから、外務省が中心となり、各援助事業間の連携を一層強化すること。

3 評価制度の充実について

ODAの成果を的確に把握し、その後の援助に反映させるため、評価については、第三者評価の拡大など更なる充実を図るとともに、より効果的な評価手法及び基準の確立に努めること。

また、会計検査院及び総務庁においても、第三者的立場から、ODAに関する検査及び調査を強化すること。

4 情報公開・広報の積極的な推進について

ODAを円滑に推進するためには、国民の理解と支持を得ることが極めて重要であることから、援助に関するあらゆるプロセスの情報を公開するとともに、積極的な広報活動に努めること。その際、ODA関係の資料を一元的に管理・公開する仕組みの導入や、国民に分かりやすい広報の推進に努めること。

5 NGOとの一層の連携について

NGOには、現地の事情に精通し、住民との円滑な人間関係を有している人材も少なくないことから、政府は、今後、事業の企画から実施及び評価に至るあらゆる段階においてNGOと連携した援助方法を拡大すること。また、我が国のNGOが今後発展していくための環境整備の方策も、併せて充実すること。

6 環境問題への取組の強化について

地球規模の環境問題が深刻化していることから、環境保全のための援助を一層充実するとともに、環境分野の人材を十分確保すること。また、我が国の援助によるインフラ整備に伴って環境破壊が生ずることのないよう、環境アセスメントを徹底し、自然環境に与える影響を十分調査すること。

7 被援助国の人材育成に関する援助の拡充について

自立ある発展を促すためには、被援助国の人材育成が極めて重要なことから、留学生・研修生受入制度を拡充するとともに、被援助国の国民全体の教育レベルの向上に貢献するため、初等・中等教育に対する援助を強化すること。

8 開発援助の専門家の確保について

被援助国からの多様なニーズにこたえるため、開発援助の専門家を幅広く確保することが求められていることから、政府はこれらの人材の発掘、養成及び確保のための制度を更に強化すること。

また、海外派遣の円滑化とODA経験者の更なる活用を図る見地から、帰国後の再就職対策、再教育システムを含む国内における支援体制を充実すること。

9 ODAの不正防止について

政府は、インドネシアのリベート疑惑に関する本委員会の指摘により、OECD調達ガイドライン改訂による制裁措置の追加等の改善措置を講ずることとしたが、ODAをめぐる不正を防止し、国民の不信感を払拭するため、今後もODAに関する不正防止のための法令、調達ガイドライン等の整備及び監視に努めるとともに、あらゆる機会を通じて援助実施機関や関係民間業者などに対し、その趣旨の徹底を図ること。また、被援助国に対しても、事業実施の透明性を高めるなど、更に不正防止の徹底を求めること。

10 重債務貧困国に対する債務救済について

重債務貧困国に対する債務救済に当たっては、その財源が国民の負担によって賄われることにかんがみ、我が国が債務救済に至った事情を国民に対して十分説明し、理解と協力が得られるよう引き続き努力すること。また、債務救済がモラル・ハザードを引き起こすことのないよう、対象国に対し、引き続き自助努力を促すとともに、これまで以上に資金の使途の監視を強めること。

さらに、重債務貧困国に対する今後の援助に当たっては、被援助国の実情に即した適切な検討を加え、援助の在り方について早急に結論を得ること。

右決議する。